

4月 NEWS

【1】 税制情報

今回は令和元年（2019年）10月1日以後適用する消費税率などに関する「経過措置」についてご紹介致します。食料品等に適用される「軽減税率」とは別の仕組みで8%が適用されることとなります。

*消費税率などの適用について

令和元年（2019年）10月1日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（8%）が適用されることとなります。経過措置の規定により、経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりません。新税率（10%）により仕入税額控除を行うことはできません。

*経過措置の具体的内容

- ①旅客運賃等…A
- ②電気料金等…C
- ③請負工事等…B
- ④資産の貸付け…B
- ⑤指定役務の提供…B
- ⑥予約販売に係る書籍等（軽減対象資産の譲渡等を除きます）…B
- ⑦特定新聞（軽減対象資産の譲渡等を除きます）…A
- ⑧通信販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます）…B
- ⑨有料老人ホーム…B
- ⑩特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等…A

上記には

A：平成31年3月31日までの間に締結した契約

B：令和元年（2019年）9月30日までにその代金を受領している

C：令和元年（2019年）10月1日前から継続して供給を受けている

等、適用条件があります。

また上記以外にも、リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置などの経過措置が設けられています。

令和元年（2019年）10月1日、新税率（10%）が適用される際は複数税率が混在することになりますので、経理ご担当者の方は頭を悩まされることと思います。

どうぞ担当者までご相談くださいませ。

【2】4月の主な税務

4月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認下さい。

提出期限	内容
4月10日	3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
5月7日	2月決算法人の確定申告
	2月、5月、8月、11月の決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人、個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	8月決算法人の中間申告
	消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の1月、2月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分）

【3】スタッフの一言

新元号が発表され、平成の終わりが少しずつ近づいてきました。業務や日常生活で書類を記入する際、元号欄に「H」を来月以降もついつい書いてしまう自分の姿が目には浮かびます。

4・5月は会計事務所にとっての繁忙期における最後のタームです。季節の変わり目で調子を崩しやすい時期ですが、気を引き締めて業務にあたろうと思います。皆さまもどうぞご自愛くださいませ。

担当：稲永